

鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、文化財の保存及び保護を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1)同表の第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)

(2)同表の第3欄に掲げる者(以下「間接補助事業者」という。)が行う補助事業(以下「間接補助事業」という。)について、本補助金の額以上の額(別表の第1欄の(3)の⑤、(5)の④及び(7)の⑤に掲げる補助事業にあっては、全事業費の45パーセントに相当する額(千円未満の端数が生ずるときは切り捨て)の補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から次に掲げる額を控除した額に、同表の第2欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(1)国の補助金の交付を受ける事業(以下「国庫補助事業」という。)については、当該国の補助金の額

(2)地方債を充当する事業については、当該地方債の元金償還に係る地方交付税措置に相当する額

3 前項によって得られた額に千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

4 補助事業者及び間接補助事業者は、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地域社会振興部文化財局文化財課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 文化財の管理責任者が補助事業を実施する場合は、様式第5号による文化財所有者の同意書を添付するものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日(国庫補助事業については、原則として、知事が補助事業を行う者からの国の補助金の交付の申請を進達してから、交付の決定を行った旨の通知を受けるまでの日数に20日を加えた日数)が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 第3条第1項第2号に規定する間接補助金を交付する市町村は、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	間接補助金を交付する市町村
	様式第2号による	間接補助金を交付する市町村が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	間接補助金を交付する市町村が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1)国庫補助事業の変更申請を伴う変更

(2)補助事業に係る本補助金の増を伴う変更

(3)補助事業に係る補助対象経費の配分の変更のうち、いずれか低い額の20%かつ5万円を超える増減を伴う変更

(4)補助事業に係る補助対象経費が2,000千円を超える場合であって補助対象経費の総額の10%を超える減を伴う変更

(5)補助事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更

2 第5条第1項の規定は、前項の規定について準用する。この場合において、同項中の「国の補助金の交付」とあるのは「文化庁長官への当該変更等の承認」、「交付の決定」とあるのは「承認」とそれぞれ読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 間接補助金を交付する市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第

2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 間接補助金を交付する市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めなければならない。
 - (1) 国庫補助事業の変更申請を伴う変更
 - (2) 間接補助事業に係る本補助金の増を伴う変更
 - (3) 間接補助事業に係る補助対象経費の配分の変更のうち、いずれか低い額の20パーセントかつ5万円を超える増減を伴う変更
 - (4) 間接補助事業に係る補助対象経費が2,000千円を超える場合であって補助対象経費の総額の10パーセントを超える減を伴う変更
 - (5) 間接補助事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更
 - (6) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示の報告)

第9条 間接補助金を交付する市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の経由)

第11条 補助事業者が規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、補助事業の対象となる文化財等が所在する市町村の文化財保護部局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項及び災害復旧等のため緊急に行われる事業に係る本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 11 年 9 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 7 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。ただし、施行日より前に交付決定した補助事業については、なお従前の例による。

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行し、令和 3 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行し、令和 5 年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業※1 ※2		2 補助事業者・補助率		3 間接補助事業者
		市町村	所有者等※4	
(1) 埋蔵文化財	①分布調査事業	1/2	-	-
	②緊急発掘調査事業	1/2	-	-
	③出土遺物保存処理事業	1/3	-	-
	④上淀廃寺跡・三徳山・大山重要遺跡緊急発掘調査事業	2/3	-	-
	⑤保存活用整備事業	1/2	-	-
(2) 史跡名勝 天然記念物	①保存対策調査事業	1/5	-	-
	②保存活用計画策定事業	1/5	-	-
	③買上げ事業	1/3	-	-
	④保存修理事業、保護事業、再生事業	1/3	1/2	-
	⑤保存施設整備事業	1/3	1/2	-
	⑥保存活用整備事業（整備計画策定を含む）	1/3	1/2	-
	⑦管理事業	-	1/2	-
	⑧史跡鳥取藩主池田家墓所管理事業	-	1/2	-
(3) 美術工芸品	①保存対策調査事業	1/5	-	-
	②保存修理事業	1/3	1/2	-
	③保存活用施設整備事業	-	1/2	-
	④管理事業	-	1/2	-
	⑤緊急防災・防犯対策事業※3	-	1/2	-
		20/45	-	所有者等※4
(4) 伝統的 建造物群	①保存対策調査事業	1/5	-	-
	②修理、修景事業	1/3	-	所有者等※4
	③防災施設等整備事業	1/3	-	所有者等※4
	④土地買上げ事業、建物買上げ事業	1/3	-	-
	⑤公開活用事業	1/3	-	所有者等※4
(5) 建造物	①保存修理事業	1/3	1/2	-
	②防災施設等整備事業	1/3	1/2	-
	③管理事業	-	1/2	-
	④緊急防災・防犯対策事業※3	-	1/2	-
			20/45	-
	⑤公開活用事業	1/3	1/2	-
(6) 無形文化財	①保存施設整備事業	-	1/2	-
	②公開事業	-	1/2	-
	③伝承事業	-	1/2	-
(7) 民俗文化財	①保存対策調査事業	1/5	-	-
	②保存修理事業	-	1/2	-
	③防災施設等整備事業	-	1/2	-
	④記録作成事業	1/3	1/2	-
	⑤緊急防災・防犯対策事業※3	-	1/2	-
			20/45	-
	⑥公開活用事業	1/3	1/2	-
(8) 文化的景観	①調査事業	1/5	-	-
	②保存活用計画策定事業	1/5	-	-
	③修理、修景事業	1/3	-	所有者等※4
	④防災施設等整備事業	1/3	-	所有者等※4
	⑤普及・啓発事業	1/3	-	-

※1 補助対象経費（又は間接補助対象経費）が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工又は実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※2 補助対象経費（又は間接補助対象経費）は同様の内容で国庫補助事業を行う文化財補助金国庫補助要項に準ずる。ただし、(2) ⑧の事業については県の予算に計上した経費とする。

※3 新規県指定のもの（平成24年度以降に指定されたものに限る）で、次に掲げる設備の設置に限る。ただし、指定告示日の属する年度の翌年度から起算して2年度以内に実施されるものであること。

①消火設備 ②自動火災報知設備 ③防犯性を高める設備

※4 文化財の所有者、管理団体、又は管理責任者をいう（市町村が該当する場合を除く）。

年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金事業計画(報告)書

1 設計書 ※国庫補助事業の申請書及び実績報告書を提出する場合は省略可能。

(1) 補助事業に係る文化財の概要

イ 名称等

名称	構造形式及び寸法	所在地	備考

ロ 指定年月日 年 月 日

ハ 現在の状況

(2) 補助事業の内容

イ 概要

ロ 工事事務(調査事業の場合、調査事務)

ハ 工事仕様(調査事業の場合、調査体制及び調査方法)

(3) 補助事業のうち、工事請負費及び委託費を県内事業者が発注するのが困難な場合、その理由

2 工程表 ※国庫補助事業の申請書及び実績報告書を提出する場合は省略可能。

事業名	期間	年 月 日											
		着工	完了										
施行細目	全事業に対する比	年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	%												
	100%												

3 他の補助金・助成金等の活用

(1) 他の補助金・助成金等の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金・助成金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 当該補助金・助成金等の内容

補助金・助成金等名	補助金・助成金等の事業内容	所管部署 または団体名	連絡先

※(1)で「有」に○をした場合のみ記載すること。

※本補助事業に関わる国及び市町村補助金は除く。

4 地方債の活用

(1) 地方債充当の有無

有 ・ 無

※地方債の充当について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 当該地方債の内容

地方債の名称	補助対象経費のうち 地方債の対象とする経費(円)	交付税措置相当額(円)

※(1)で「有」に○をした場合のみ記載すること。

5 補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款、寄附行為若しくは規則の定める手続きを経たことを証する書類(事業計画書のみ添付)

※国庫補助事業の申請書及び実績報告書を提出する場合は省略可能。

6 補助事業を実施する箇所又は地域を示す地図・設計書及び写真(設計書は修理事業のみ添付)

※国庫補助事業の申請書及び実績報告書を提出する場合は省略可能。

7 その他

※補助対象となる有形文化財（設備、備品を含む）に対し、過去に補助金を活用して修理・整備した実績がある場合は、当時の事業内容を記載すること。

また、今後、当該有形文化財（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合は、その内容を記載すること。

(作成上の注意事項)

1 公開、発掘調査、史跡等買い上げ等、補助事業の性質上、「1 設計書」には記載できない事項がある場合及び上記の各項目中添付できない資料(例えば設計図等)がある場合には、その補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書を作成し添付すること。

2 「1 設計書(2)補助事業の内容」のうち「工事事務」、「工事仕様」等については、事業遂行に必要な事務的事項、各工事の仕様等を記載すること。

3 文化財の管理責任者が補助事業を実施する場合は、様式第5号による文化財所有者の同意書を添付すること。

様式第2号(第4条、第10条関係) ※国庫補助事業の申請書及び実績報告書を提出する場合は省略可能。

年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金事業収支予算(決算)書

イ 収入の部 ※1

区 分	収入予定(決算)額(円)	備 考
所有者(管理団体) 負担額		※2
うち交付税 措置相当額		
県補助額		
市町村補助額		
募金額		
国庫補助額		
その他補助金額		
計		
雑収入額		
合計		

ロ 支出の部 ※1

区 分	支出予定(決算)額(円)	備 考
合計		

ハ 支出内訳明細書

目	種 別	摘 要	員数	単 価(円)	金 額(円)	備 考
主たる 事業費						
	主たる事業費 合計					
その他 経費 ※3						
	その他経費 合計					
合計						

※1 変更の場合は上段に変更後、下段に括弧付きで変更前の金額、決算の場合は上段に決算額、下段に括弧付きで予算額を記入すること。

※2 地方債の充当がある場合は、「所有者(管理団体)負担額 うち交付税措置相当額」の備考の欄に地方債の名称、地方債の対象とする経費を記入すること。

※3 その他経費は事務費が該当。

番号
年月日

鳥取県知事 様

（職氏名）

年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額 金 円
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注）参考となる資料を添付すること。

鳥取県文化財等保存・保護事業に係る同意書

年 月 日

鳥取県知事 様

（文化財所有者）

郵便番号

住 所

氏 名

年度鳥取県文化財等保存・保護事業を、下記のとおり管理責任者が実施することに同意します。

記

1 文化財名

2 補助事業名

3 管理責任者名